

第151回 定時株主総会 招集ご通知

開催情報

■日時

2025年6月27日（金曜日）

開会 午前10時

■場所

グランドホテル神奈中 平塚
2階百合の間

神奈川中央交通株式会社

証券コード：9081

目次

第151回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 取締役（監査等委員である 取締役を除く。）6名選任 の件	6
第3号議案 補欠の監査等委員である 取締役1名選任の件	13
第4号議案 退任取締役に対する 退職慰労金贈呈の件	14
事業報告	15
連結計算書類	36
計算書類	38
監査報告	40

 **anachu**

(証券コード 9081)

2025年6月 5日
(電子提供措置の開始日) 2025年5月29日

株 主 各 位

神奈川県平塚市八重咲町6番18号
神奈川中央交通株式会社
取締役社長 今 井 雅 之

第151回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第151回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.kanachu-ir.jp/ir/>

(上記ウェブサイトへアクセスいただき、ページ下部の「株式情報」メニューより「株主総会」を選択いただき、ご確認ください。)



【株主総会資料 ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/9081/tei/ji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「神奈川中央交通」または「コード」に当社証券コード「9081」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により事前に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討の上、3頁記載の「議決権行使についてのご案内」に従って、2025年6月26日（木曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県平塚市八重咲町6番18号
グランドホテル神奈中 平塚 2階百合の間
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第151期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第151期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト、株主総会資料ウェブサイトおよび東京証券取引所ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主さまには、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は法令および当社定款第16条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月27日（金曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第1、3、4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書はイメージです。

ご注意事項

- ・書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。
- ・各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」(QRコードを使用し「議決権行使コード」および「パスワード」の入力を省略)での議決権行使は1回に限り可能です。一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただく必要があります。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

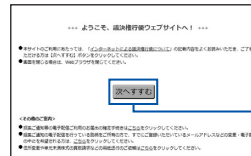
※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

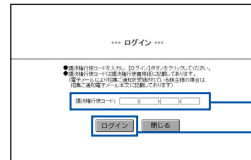
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

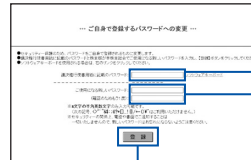
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

ご注意事項

- ・インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。
- ・議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主さまのご負担となります。
- ・パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用いただけない場合がありますのでご注意ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、将来への事業投資や経営環境の変化に備え、経営基盤強化に必要な内部留保を充実させるとともに、連結配当性向30%、連結純資産配当率2%を目安として、安定的な配当を行うことを基本方針としております。

第151期の期末配当につきましては、この基本方針に基づき以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭

- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金50円 総額613,559,500円

なお、中間配当金として当社普通株式1株につき金40円をすでにお支払いしておりますので、これをあわせた当期の年間配当金は当社普通株式1株につき金90円となり、前期（1株につき60円）に比べ30円増配となります。

- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月30日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、取締役候補者については、過半数が独立社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会における審議を経て、取締役会において決定しております。

また、本議案に関しましては、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の意見はありませんでした。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名		現在の当社における地位および担当			
1	いま い 今井	まさ ゆき 雅之	取締役社長 社長執行役員 (代表取締役)	再任		
2	おお き 大木	よし ゆき 芳幸	取締役 専務執行役員 不動産部担当	再任		
3	ほし の 星野	こう じ 晃司	取締役	再任	社外	
4	ゆう き 結城	まさ ひろ 正博	取締役	再任	社外	独立役員
5	もり しげ 森重	とし や 俊也	取締役	再任	社外	独立役員
6	きの 木野	あや こ 綾子	—	新任	社外	独立役員



■所有する当社の株式数
4,200株

■取締役会出席状況
13/13回

候補者番号

1

いま い ま さ ゆ き
今井 雅之

(1968年8月7日生)

再任

■略歴、当社における地位および担当

1992年 4月	当社入社	2020年 4月	当社常務執行役員
2017年 6月	当社取締役、経営企画部長（委）	2022年 4月	当社専務執行役員
2018年 6月	当社経営戦略部長（委）	2023年 4月	当社代表取締役社長、現在に至る。
2019年 4月	当社執行役員	2023年 4月	当社社長執行役員、現在に至る。

■当社との特別の利害関係

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

■取締役候補者とした理由

当社入社以来、経理、経営企画部門を中心に経験と実績を重ね、当社および当社グループの経営政策、事業戦略に豊富な知見を有しているとともに、運輸部門を担当し、取締役としての職務、職責を適切に果たしてまいりました。現在は、当社代表取締役社長を務め、経営者としても優れた能力を有しております。以上のことから、同氏は引き続き当社の経営に貢献できる人物と判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。



■所有する当社の株式数
6,600株

■取締役会出席状況
13/13回

候補者番号

2

おお き よ し ゆ き
大木 芳幸

(1961年4月27日生)

再任

■略歴、当社における地位および担当

1984年 4月	当社入社	2019年 6月	当社取締役、現在に至る。
2008年 6月	当社取締役、事業開発部長（委）	2019年 6月	当社常務執行役員
2009年 6月	当社事業部長（委）	2020年 4月	当社専務執行役員、現在に至る。
2010年 5月	当社経営企画部長（委）	2021年 4月	当社総務部長（委）
2013年 6月	当社常務取締役	2023年 4月	当社不動産部長（委）
2019年 4月	当社執行役員		

■担当

不動産部担当

■当社との特別の利害関係

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

■取締役候補者とした理由

当社入社以来、経理部門を中心に経験と実績を重ね、豊富な知見を有しているとともに、経営企画、人事、不動産部門等を担当し、取締役としての職務、職責を適切に果たしてまいりました。また、グループ会社において代表取締役社長を務めた経験もあり、経営者としても優れた能力を有しております。以上のことから、同氏は引き続き当社の経営に貢献できる人物と判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。



■所有する当社の株式数

■取締役会出席状況
12/13回

候補者番号

3

ほし の こう じ
星野 晃司

(1955年4月26日生)

再任

社外

■略歴、当社における地位および担当

1978年 4月	小田急電鉄株式会社入社	2015年 6月	同社専務取締役
2003年 6月	同社執行役員	2017年 4月	同社代表取締役社長
2008年 6月	同社取締役	2017年 6月	当社取締役、現在に至る。
2010年 6月	小田急バス株式会社代表取締役社長	2024年 4月	小田急電鉄株式会社代表取締役会長、現在に至る。
2013年 6月	小田急電鉄株式会社常務取締役		
2013年 6月	同社執行役員		

■重要な兼職の状況

小田急電鉄株式会社代表取締役会長

■当社との特別の利害関係

候補者は小田急電鉄株式会社代表取締役会長であります。当社は同社と不動産の賃貸借等の取引があり、また、同社は当社と不動産業において同一の事業の部類に属する事業を行っております。

■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

当社は小田急グループの一員として、小田急電鉄株式会社と連携して事業を行うことにより、鉄道との相乗効果を生み出せるものと考えております。同社の経営者としての豊富な経験と知見を当社の経営に活かし、取締役会の機能強化を図るために社外取締役として選任をお願いするものであり、同氏にはこのような役割を適切に果たしていただくことを期待しております。また、同氏が選任された場合は、引き続き指名・報酬諮問委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定過程における監督機能を担っていただく予定であります。



■所有する当社の株式数
700株

■取締役会出席状況
13/13回

候補者番号

4

ゆ う き ま さ ひ ろ
結城 正博

(1968年10月11日生)

再任

社外

独立役員

■略歴、当社における地位および担当

1991年 4月	横浜ゴム株式会社入社	2023年 3月	同社取締役、現在に至る。
2019年 3月	同社執行役員、現在に至る。	2023年 6月	当社取締役、現在に至る。

■重要な兼職の状況

横浜ゴム株式会社取締役

■当社との特別の利害関係

候補者は横浜ゴム株式会社の取締役であります。当社は同社の従業員輸送の取引がありますが、その額は当社の年間連結売上高の1%未満と極めて僅少であります。

■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

横浜ゴム株式会社の経営者としての豊富な経験と知見を当社の経営に活かしていただくとともに、独立・公正な立場から当社の業務執行の監督ならびにガバナンスの向上に向け、取締役会の機能強化を図るために社外取締役として選任をお願いするものであり、同氏にはこのような役割を適切に果たしていただくことを期待しております。また、同氏が選任された場合は、引き続き指名・報酬諮問委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定過程における監督機能を担っていただく予定であります。



■所有する当社の株式数
100株

■取締役会出席状況
10/10回

候補者番号

5

もり しげ とし や
森 重 俊 也

(1955年6月15日生)

再任

社外

独立役員

■略歴、当社における地位および担当

1980年 4月	運輸省（現国土交通省）入省	2017年 3月	内閣官房特定複合観光施設区域整備推進室長兼特定複合観光施設区域整備推進本部事務局長
2010年 8月	国土交通省中部運輸局長		
2013年 8月	同省海事局長		
2015年 7月	同省国土交通審議官	2019年 8月	日本生命保険相互会社特別顧問
2016年11月	三井住友海上火災保険株式会社顧問	2020年 7月	一般社団法人日本船主協会理事
		2024年 6月	当社取締役、現在に至る。

■当社との特別の利害関係

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

過去に会社経営に関与したことはありませんが、行政において運輸関係業界の指導・監督に携わってきた豊富な経験と幅広い知見を当社の経営に活かし、独立・公正な立場から当社の業務執行の監督ならびにガバナンスの向上に向け、取締役会の機能強化を図るために社外取締役として選任をお願いするものであり、同氏にはこのような役割を適切に果たしていただくことを期待しております。また、同氏が選任された場合は、引き続き指名・報酬諮問委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定過程における監督機能を担っていただく予定であります。



■所有する当社の株式数

候補者番号

6

きの の あや こ
木 野 綾 子

(1971年9月6日生)

新任

社外

独立役員

■略歴、当社における地位および担当

1997年 4月	東京地方裁判所判事補任官	2024年 4月	第一東京弁護士会副会長
2007年 4月	名古屋地方裁判所豊橋支部判事	2024年 4月	日本弁護士連合会常務理事
2008年 4月	千葉地方裁判所判事	2024年 6月	鉄建建設株式会社社外監査役、現在に至る。
2010年 4月	弁護士登録、飯野・八代・堀口法律事務所入所	2025年 2月	株式会社F P パートナー社外監査役、現在に至る。
2016年 4月	法律事務所キノール東京開所、現在に至る。		

■重要な兼職の状況

法律事務所キノール東京代表
鉄建建設株式会社社外監査役
株式会社F P パートナー社外監査役

■当社との特別の利害関係

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、裁判官および弁護士としての豊富な経験と幅広い知見を当社の経営に活かし、独立・公正な立場から当社の業務執行の監督ならびにガバナンスの向上に向け、取締役会の機能強化を図るために社外取締役として選任をお願いするものであり、同氏にはこのような役割を適切に果たしていただくことを期待しております。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定過程における監督機能を担っていただく予定であります。

- (注) 1. 星野晃司氏、結城正博氏、森重俊也氏および木野綾子氏は社外取締役候補者であります。
2. 結城正博氏、森重俊也氏および木野綾子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 星野晃司氏、結城正博氏および森重俊也氏は、現在当社の社外取締役であります。星野晃司氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって8年、結城正博氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年、森重俊也氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の業務の遂行に伴う行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、本契約は2025年6月に更新予定であります。

【ご参考】

取締役会の構成についての考え方

当社取締役には、長期ビジョン実現に向け、経営環境の変化に迅速に対応するとともに業務執行の監督を適切に行うことが求められます。中期経営計画に掲げられた重点課題および経営基盤強化のための重点戦略なども踏まえ、取締役が備えるべき主要なスキルについて下記のとおり選定いたしました。

それぞれのスキルに関する経験・専門性および各取締役の持つ能力・多様性を勘案し、当社取締役会全体として最適な体制となるよう構成いたしました。

●スキルの選定理由

項 目	選 定 理 由
企業経営	事業環境や顧客ニーズの変化に対応し、経営理念である「お客さまの『かけがえのない時間（とき）』と『ゆたかなくらし』の実現に貢献」するためには、企業経営に関する経験と知見が必要であるため。
財務・会計	正確かつ適切な財務報告と財務健全性を維持し、持続的な企業価値向上に向けた成長投資の促進と株主還元強化を実現するためには、財務および会計に関する経験と知見が必要であるため。
法務・リスクマネジメント	当社グループが展開する各事業に関する経営上のリスクを的確に把握するとともに、公正な事業運営について監督を行うためには、法務・リスクマネジメントに関する知見が必要であるため。
人事・労務	企業成長の原動力となる人材の確保と育成の強化および多様な人材が活躍できる社内環境整備などの取り組みを推進するためには、人事・労務に関する知見が必要であるため。
サステナビリティ	地域価値創造型企業に向けて、地域が抱える社会課題の解決に貢献し、持続可能な社会の実現と持続的な企業価値の向上を図るためには、サステナビリティに関する知見が必要であるため。
ＩＴ・デジタル	デジタル技術の積極的な活用により、既存事業や社内業務のデジタル変革および情報セキュリティの強化を図るためには、ＩＴ・デジタルに関する知見が必要であるため。
運輸事業	旅客自動車事業の新たな方向性として、持続可能なモビリティサービスの実現に向けた取り組みを推進するためには、運輸事業に関する専門的な知見が必要であるため。

●各取締役のスキルマトリックス（第２号議案が原案どおり承認可決された場合）

役 職	氏 名	ス キ ル						
		企業経営	財務・ 会計	法務・ リスクマネジメント	人事・ 労務	サステナビリティ	ＩＴ・ デジタル	運輸事業
取締役	今井 雅之	●	●	●		●	●	●
	大木 芳幸	●	●	●	●	●		
取締役 (社外)	星野 晃司	●			●			●
取締役 (独立社外)	結城 正博	●	●					
	森重 俊也							●
	木野 綾子			●	●			
取締役 監査等委員	住吉 利夫	●	●	●	●		●	
取締役 監査等委員 (独立社外)	網本 重之		●					
	片桐 春美		●					

(注) 上記の一覧表は各氏の経験などを踏まえ、より専門的な知見を有する分野を表しており、有する全ての知見を表すものではありません。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本総会開始の時をもって、2024年6月27日開催の第150回定時株主総会において選任いただいた補欠の監査等委員である取締役 大澤英雄氏の選任の効力が失効することから、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ており、補欠の監査等委員である取締役候補者については、過半数が独立社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会における審議を経て、取締役会において決定しております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。



■所有する当社の株式数

—

おかもと まきこ

岡本 満喜子

(1970年10月21日生)

新任

社外

■略歴			
1998年 4月	弁護士登録、丸橋・三木法律事務所（現天神法律事務所）入所	2006年 6月	国土交通省運輸安全監理官付運輸安全調査官
2004年 4月	松村信夫法律事務所（現プログレ法律特許事務所）入所、現在に至る。	2011年 4月	国立大学法人長岡技術科学大学技術経営研究科システム安全系准教授
		2018年 4月	関西大学社会安全学部准教授、現在に至る。

■当社との特別の利害関係

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

■補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

過去に会社経営に関与したことはありませんが、弁護士としての豊富な法律知識と運輸安全に関する調査研究に携わってきた幅広い知見を当社の経営に活かし、独立・公正な立場から取締役会における監査・監督機能の実効性を高めるために選任をお願いするものであり、同氏にはこのような役割を適切に果たしていただくことを期待しております。

- (注) 1. 岡本満喜子氏は補欠の社外取締役候補者であります。
2. 同氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の業務の遂行に伴う行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約によって填補することとしております。同氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本總會終結の時をもって退任されます取締役 堀 康紀氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社の定める基準に従い、従来の慣習も勘案のうえ相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、時期、方法等につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

本議案は、当社においてあらかじめ取締役会で定められた取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針および社内規程に沿って、指名・報酬諮問委員会の審議を経て決定しており、相当であると判断しております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、事業報告の「2. 会社の現況に関する事項 (2) 会社役員に関する事項 ④取締役の報酬等」に記載のとおりであります。

また、本議案に関しましては、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の意見はありませんでした。

退任取締役 堀 康紀氏の略歴は、次のとおりであります。

氏名		略歴		
ほり 堀	やす 康	のり 紀	2001年6月	当社取締役
			2003年6月	当社常務取締役
			2011年6月	当社専務取締役
			2016年6月	当社代表取締役社長
			2023年4月	当社代表取締役会長
			2025年4月	当社取締役、現在に至る。

以 上

事業報告

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善により緩やかな回復基調にある一方、物価上昇や為替相場の変動など先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループ各社は、各部門において積極的な営業施策を図るとともに、経営の効率化に努めてまいりました。その結果、当期における売上高は、118,149百万円（前期比0.9%増）となりましたが、バス車載器の代替に伴う償却費の増加等により、営業利益は7,388百万円（前期比1.7%減）、経常利益は7,745百万円（前期比0.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期に計上した特別損失の反動減により5,083百万円（前期比55.8%増）となりました。

セグメントの業績の概況は、次のとおりであります。

旅客自動車事業

乗合バス事業においては、前期に実施した運賃改定が通期寄与したことにより増収となりました。また、7月には戸塚バスセンター～ドリームハイツ間に連節バスを導入し、輸送の効率化に努めたほか、湘南エリアにおいてAIオンデマンドバスや自動運転バスの実証実験を実施するなど、持続可能なモビリティサービスの実現に向けた取り組みを推進しました。

タクシー事業においては、神奈中タクシー(株)にて積極的な採用活動に努め、乗務員の確保が進んだことなどにより稼働率が上昇し増収となりました。

貸切バス事業においては、神奈中観光(株)にて前期に運賃改定を実施したことにより一車当たりの収入が増加し増収となりました。

以上の結果、旅客自動車事業全体の売上高は57,219百万円（前期比4.1%増）となりましたが、バス車載器の代替に伴う償却費の増加等により、営業利益は2,799百万円（前期比7.5%減）となりました。

不動産事業

賃貸事業においては、新規賃貸施設をオープンしましたが、一部テナントへの賃料減額などにより減収となりました。

分譲事業においては、湘南エリアを中心に戸建分譲を推進し、販売戸数が増加したことにより増収となりました。

以上の結果、不動産事業全体の売上高は6,723百万円（前期比9.7%増）となりましたが、賃貸施設の修繕費が増加したことなどにより営業利益は2,179百万円（前期比15.2%減）となりました。

自動車販売事業

商用車販売事業においては、神奈川三菱ふそう自動車販売(株)にて車両整備収入が増加したことなどにより増収となりました。

輸入車販売事業においては、神奈中相模ヤナセ(株)にて販売単価が上昇したことなどにより増収となりました。

以上の結果、自動車販売事業全体の売上高は38,586百万円（前期比3.2%増）、営業利益は1,405百万円（前期比19.5%増）となりました。

その他の事業

流通事業においては、(株)神奈中商事にてバス運賃箱等の部品販売が増加したことなどにより増収となりました。

資源リサイクル事業においては、(株)神奈中商事にてリサイクル品の販売が増加したことにより増収となりました。

飲食事業においては、(株)神奈中システムプランにて新規出店や既存店のリニューアルを進めましたが、前期に不採算店舗を閉店したことにより減収となりました。

レジャー・スポーツ事業においては、(株)神奈中スポーツデザインにて前期に「スポーツプラザ神奈中小田原」を閉店したことなどにより減収となりました。

ホテル事業においては、宴会部門にて利用組数が増加したものの、宿泊部門において平塚別館を閉館したことなどによりホテル事業全体では減収となりました。

以上の結果、その他の事業全体の売上高は30,788百万円（前期比4.8%増）、営業利益は1,375百万円（前期比44.0%増）となりました。

セグメント情報

(単位：百万円)

	旅客自動車事業	不動産事業	自動車販売事業	その他の事業	計	調整額	連結
外部顧客に対する売上高	57,022	6,643	34,138	20,345	118,149	—	118,149
セグメント間の内部売上高又は振替高	197	79	4,447	10,442	15,168	△15,168	—
売上高計	57,219	6,723	38,586	30,788	133,318	△15,168	118,149
営業利益	2,799	2,179	1,405	1,375	7,759	△371	7,388

(2) 設備投資の状況

当期において実施した設備投資の総額は13,509百万円であります。その主なものとして、旅客自動車事業では、乗合バス車両の代替などにより11,326百万円の設備投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

設備投資資金等を賄うため、9,000百万円の長期借入れおよび7,000百万円の無担保社債の発行による資金調達を行いました。なお、当期末現在における借入金と社債の合計額は、前期末に比べて7,238百万円増加し、60,348百万円となりました。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、本格的な少子高齢社会を迎え、人口減少による国内マーケットの縮小が進んでおります。また、コロナ禍による新しい生活様式の定着は、当社グループのお客さまの行動や価値観を大きく変化させました。さらに、デジタル技術の急速な進展により、新たなサービスが展開されるとともに、カーボンニュートラルやSDGs（持続可能な開発目標）など、企業によるサステナビリティへの取り組みが加速しております。加えて、あらゆる業種・業態で人手不足が顕在化する昨今、人材戦略の重要性が一層高まっております。

このような状況のもと、当社グループは、私たちの「ありたい姿」（「多様化するお客さまニーズに応え続けるために、時代の変化に柔軟に対応し、新たなサービスの創造に挑戦し続ける」）の実現に向けて、2030年度を最終年度とする長期ビジョン

「Vision 2030 NEXT 神奈中～地域価値創造型企業にむけて～」を2023年4月に策定いたしました。

長期ビジョンでは、以下の3つの方針を掲げております。

長期ビジョン実現に向けた方針
1. 地域価値の創造 当社グループは、時代のニーズに即したサービスの提供や事業を通じて社会・環境問題の解決に貢献し、地域に新しい価値を創造してまいります。
2. 事業ポートフォリオの再構築 不動産関連領域へ重点的に投資を行うなど、不動産事業を拡大し、事業ポートフォリオを再構築してまいります。
3. サステナビリティ経営の推進 サステナビリティへの取り組みを推進していくため、「サステナビリティ基本方針」を基に特定した5つのマテリアリティの課題解決に取り組んでまいります。

2024年4月に策定いたしました「神奈中グループ中期経営計画（2024年度～2026年度）」では、長期ビジョンの実現に向けた「飛躍期」の第1ステージと位置づけ、以下の3つの重点課題と3つの重点戦略に取り組んでおります。

重点課題
1. 持続可能なモビリティサービスの実現 自動運転バスや新たな交通モード（オンデマンド交通等）への転換を実現していくとともに、当社グループで連携し輸送の効率化・最適化を図り、グループ全体で地域交通ネットワークの確保・維持に努め「持続可能なモビリティサービス」を実現してまいります。
2. 不動産関連領域の強化 当社グループが保有する資産の管理を一元化し、高度利用の推進および管理の効率化を図ってまいります。あわせて、再開発事業やまちづくりプロジェクト等への参画により、分譲事業を強化してまいります。
3. 「ゆたかな暮らし」への貢献 少子高齢化や環境問題等の様々な地域社会の課題に向き合い、バス沿線地域を中心に課題解決に取り組み、時代の変化に対応しながら新しい価値を創造していくことで、持続可能な社会と当社グループの持続的な成長につなげてまいります。

重点戦略	
1. 環境戦略	当社グループカーボンニュートラルロードマップの中間目標（2030年度に2013年度比35%削減）達成に向けて、「EVバスの導入」や「太陽光発電設備設置等による再生可能エネルギーの創出」などに取り組んでまいります。
2. 人財戦略	働きやすい職場環境で、社員全員のパフォーマンスを向上させ、新たなサービスを創造する人材を生み出し、持続的な企業価値の向上につなげます。人材育成や社内環境の整備、健康経営の推進を軸に、サステナビリティ基本方針のもとで特定したマテリアリティの目標達成に向けて取り組んでまいります。
3. デジタル戦略	デジタルツールを活用する人材を育成し、ビジネスモデルの変革に向けて、顧客接点のデジタル化や業務の省人化、生産性向上に取り組みます。あわせて、情報セキュリティ強化を念頭においたITインフラの整備を推進してまいります。

また、財務健全性を確保しつつ、着実な利益成長と資本コストを意識した経営に取り組むため、以下の経営指標を目標値として定め、長期ビジョンの実現を目指してまいります。

経営指標		2026年度（計画）	（参考） 2030年度(目標)
利益の成長	営業利益	60億円	76億円+ α (過去最高益)
財務健全性の確保	有利子負債／ EBITDA倍率	6倍台	5倍台
資本コストを 意識した経営	ROE (自己資本利益率)	6%水準	7%水準

なお、当社グループでは、経営理念の実現と持続的な企業価値の向上を図るため、将来への事業投資や財務の健全性の維持に努めるとともに、業績の動向を踏まえた安定的な配当を実施し株主還元の充実を図ることを資本政策の基本的な方針としております。

今後は「神奈中グループ中期経営計画（2024年度～2026年度）」の施策を推進し、未来の神奈中の持続的な成長に繋がる事業創造や拡大を進め、カーボンニュートラルやSDGsなど、地域社会の持続可能性に資する長期的な価値の提供に取り組んでまいります。そして、神奈中グループ経営理念である「お客さまの『かけがえのない時間

（とき）』と『ゆたかなくらし』の実現」を目指してまいります。株主の皆さまには、引き続きより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団

区 分	単位	第 148 期 2021年度	第 149 期 2022年度	第 150 期 2023年度	第 151 期 (当連結会計年度) 2024年度
売 上 高	百万円	97,777	103,865	117,067	118,149
経 常 利 益	百万円	2,586	4,910	7,747	7,745
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	百万円	1,838	1,583	3,262	5,083
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	円	149.79	129.00	265.88	414.28
総 資 産	百万円	146,906	150,568	159,191	165,444
純 資 産	百万円	53,160	53,313	59,706	63,402

(注) 1 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を第151期の期首から適用しており、第148期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社

区 分	単位	第 148 期 2021年度	第 149 期 2022年度	第 150 期 2023年度	第 151 期 (当事業年度) 2024年度
売 上 高	百万円	44,895	46,469	50,323	48,969
経 常 利 益	百万円	793	2,500	4,646	3,587
当 期 純 利 益	百万円	880	1,477	2,633	3,226
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	円	71.72	120.37	214.60	262.93
総 資 産	百万円	98,117	95,798	101,470	106,646
純 資 産	百万円	30,467	30,261	34,217	35,267

(注) 1 株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
	百万円	%	
神 中 興 業 株 式 会 社	113	100.0	不動産事業、 その他の事業（自動車整備事業）
神 奈 中 タ ク シ ー 株 式 会 社	100	100.0	旅客自動車事業、不動産事業
株式会社神奈中スポーツデザイン	100	100.0	その他の事業 （レジャー・スポーツ事業）
神 奈 中 相 模 ヤ ナ セ 株 式 会 社	100	(100.0) 0.0	自動車販売事業
横 浜 ビ ル シ ス テ ム 株 式 会 社	80	100.0	その他の事業（ビル管理事業）
株式会社神奈中情報システム	70	100.0	その他の事業 （情報サービス事業）
株 式 会 社 神 奈 中 商 事	60	100.0	その他の事業（流通事業）
神奈川三菱ふそう自動車販売株式会社	60	54.8	自動車販売事業
神 奈 川 中 央 交 通 東 株 式 会 社	50	100.0	旅客自動車事業
神 奈 川 中 央 交 通 西 株 式 会 社	50	100.0	旅客自動車事業
株式会社神奈中アカウンティングサービス	50	100.0	その他の事業 （経理業務受託事業他）
神 奈 中 観 光 株 式 会 社	10	100.0	旅客自動車事業
株式会社ブランドホテル神奈中	10	100.0	その他の事業 （ホテル事業の受託）
株式会社神奈中システムプラン	10	100.0	その他の事業 （飲食事業）

- (注) 1. ()内の数字は、子会社による間接所有を含めた出資比率です。
2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。
3. 株式会社アドベルは、2024年4月1日付で同社のビル管理事業を横浜ビルシステム株式会社に承継させる会社分割（吸収分割）を行いました。
4. 株式会社アドベルは、2024年7月1日付で株式会社神奈中商事を吸収合併し、「株式会社神奈中商事」に商号変更いたしました。
5. 当社は、2025年4月1日付で神奈川中央交通東株式会社および神奈川中央交通西株式会社を吸収合併いたしました。

なお、上記14社を含む連結子会社は17社であり、持分法適用関連会社は1社であります。

また、小田急電鉄株式会社は、当社株式のうち45.4%（持株比率）を所有している関係会社であります。

(7) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

① 旅客自動車事業

事業の内容	主 要 な 会 社
乗合バス事業	当社、神奈川中央交通東(株)、神奈川中央交通西(株)
貸切バス事業	神奈中観光(株)
タクシー事業	神奈中タクシー(株)

② 不動産事業

事業の内容	主 要 な 会 社
賃貸事業	当社、神奈中タクシー(株)、神中興業(株)
分譲事業	当社

③ 自動車販売事業

事業の内容	主 要 な 会 社
商用車販売事業	神奈川三菱ふそう自動車販売(株)
輸入車販売事業	神奈中相模ヤナセ(株)

④ その他の事業

事業の内容	主 要 な 会 社
流通事業	(株)神奈中商事
レジャー・スポーツ事業	(株)神奈中スポーツデザイン
飲食事業	(株)神奈中システムプラン
ホテル事業	当社、(株)グランドホテル神奈中
自動車整備事業	神中興業(株)
その他（ビル管理事業）	横浜ビルシステム(株)
同（情報サービス事業）	(株)神奈中情報システム
同（広告事業、資源リサイクル事業他）	(株)神奈中商事
同（経理業務受託事業他）	(株)神奈中アカウンティングサービス

(8) 主要な事業所等 (2025年3月31日現在)

会 社 名	主 要 な 事 業 所 、 施 設 等
当社 (本社：神奈川県平塚市)	[乗合バス事業] 営業所：横浜、舞岡、戸塚、町田、多摩、中山、藤沢、茅ヶ崎、厚木、厚木北、相模原、橋本、大和、綾瀬、平塚、秦野、伊勢原、津久井 車両数：1,908両 営業キロ：2,240キロ [賃貸事業] 立場駅前ビル、本厚木駅前ビル、港南中央ビル、相模原中央ビル、高島町賃貸マンション 他 [ホテル事業] グランドホテル神奈中 (2店舗)
神奈川中央交通東(株) (本社：神奈川県藤沢市)	[乗合バス事業] 営業所：藤沢、厚木、厚木北、相模原、橋本、大和、井田 車両数：47両 営業キロ：352キロ
神奈川中央交通西(株) (本社：神奈川県平塚市)	[乗合バス事業] 営業所：平塚、秦野、伊勢原、津久井 車両数：51両 営業キロ：716キロ
神奈中観光(株) (本社：東京都町田市)	[貸切バス事業] 営業所：東京 (町田市)、神奈川 (平塚市) 車両数：75両
神奈中タクシー(株) (本社：神奈川県厚木市)	[タクシー事業] 営業所：横浜、戸塚、藤沢第一、藤沢第二、茅ヶ崎、平塚、二宮、秦野、伊勢原、厚木、座間、大野、相模原、町田第一、町田第二 車両数：646両 [賃貸事業] 厚木妻田貸店舗、海老名賃貸建物 他
神中興業(株) (本社：神奈川県藤沢市)	[賃貸事業] 神中第二ビル、神中第五ビル、本藤沢物流センター、神中藤沢貸店舗 他 [自動車整備事業] カーテック神中 (整備工場) 他
神奈川三菱ふそう自動車販売(株) (本社：神奈川県横浜市鶴見区)	[商用車販売事業] 横浜支店、港北支店、湘南支店、相模原支店、戸塚支店、横須賀支店、金沢支店、本牧支店
神奈中相模ヤナセ(株) (本社：神奈川県相模原市中央区)	[輸入車販売事業] メルセデス・ベンツ相模原、メルセデス・ベンツ相模原サーティファイドカーセンター、メルセデス・ベンツ厚木、メルセデス・ベンツ厚木サーティファイドカーセンター
(株)神奈中商事 (本社：神奈川県平塚市)	[流通事業] ガソリンスタンド (2箇所)、オートガススタンド (1箇所) 他 [資源リサイクル事業] 湘南平塚リサイクルセンター、富士小山マテリアルリサイクルセンター 他

会 社 名	主 要 な 事 業 所 、 施 設 等
(株)神奈中スポーツデザイン (本社：神奈川県平塚市)	[レジャー・スポーツ事業] 神奈中スイミング（3店舗）、フィットネスクラブライフティック（1店舗）、神奈中テニス・ゴルフスクール（4店舗）、野天湯元・湯快爽快（1店舗）、中伊豆グリーンクラブ 他
(株)神奈中システムプラン (本社：神奈川県平塚市)	[飲食事業] 全38店舗 ドトールコーヒーショップ（21店舗）、らーめん花樂（6店舗）、サーティワンアイスクリーム（3店舗）、ミスタードーナツ（3店舗）他

(9) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
6,494名	48名減

（注）従業員数は就業人員であり、臨時従業員、休職者等は除いております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,997名	45名減	51歳3か月	16年11か月

（注）従業員数は就業人員であり、臨時従業員、休職者等は除いております。

(10) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 横 浜 銀 行	13,465 百万円
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	9,000
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	5,025
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	4,944

2. 会社の現況に関する事項

(1) 株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 50,400,000株
- ② 発行済株式の総数 12,600,000株
(自己株式328,810株を含む)
- ③ 株主数 5,783名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
小 田 急 電 鉄 株 式 会 社	5,572	45.4
株 式 会 社 横 浜 銀 行	612	5.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	532	4.3
横 浜 ゴ ム 株 式 会 社	240	2.0
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	176	1.4
朝 日 生 命 保 険 相 互 会 社	120	1.0
神 奈 中 グ ル ー プ 従 業 員 持 株 会	103	0.8
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	102	0.8
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	101	0.8
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 7 8 1	83	0.7

(注) 1. 当社は自己株式を328千株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 上記持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社役員に関する事項

① 取締役の氏名等（2025年3月31日現在）

氏 名	地 位 お よ び 担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
堀 康 紀	取 締 役 会 長 (代 表 取 締 役)	神中興業株式会社代表取締役社長
今 井 雅 之	取 締 役 社 長 (代 表 取 締 役) 社 長 執 行 役 員	
大 木 芳 幸	取 締 役 員 専 務 執 行 役 員 不動産部担当	
星 野 晃 司	取 締 役	小田急電鉄株式会社代表取締役会長
結 城 正 博	取 締 役	横浜ゴム株式会社取締役
森 重 俊 也	取 締 役	
住 吉 利 夫	取 締 役 (常 勤 監 査 等 委 員)	
網 本 重 之	取 締 役 (監 査 等 委 員)	網本重之の公認会計士事務所代表
片 桐 春 美	取 締 役 (監 査 等 委 員)	片桐春美公認会計士事務所代表 株式会社タムロン社外取締役 森トラストリート投資法人監督役員 日本アジア投資株式会社社外取締役監査等委員

- (注) 1. 取締役星野晃司、結城正博および森重俊也ならびに取締役（監査等委員）網本重之および片桐春美は社外取締役であります。
2. 取締役（常勤監査等委員）住吉利夫、取締役（監査等委員）網本重之および片桐春美は、以下のとおり財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・取締役（常勤監査等委員）住吉利夫は、過去に当社の経理部長等を歴任しております。
 - ・取締役（監査等委員）網本重之および片桐春美は、公認会計士の資格を有しております。
3. 当社は、社内事情に精通した者の重要な会議への出席等による情報収集や、内部監査部門等との連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために住吉利夫を常勤の監査等委員として選定しております。

4. 当該事業年度中における取締役の異動状況は、次のとおりであります。

地位および担当の変更（2024年4月1日付）

氏 名	変 更 後	変 更 前
堀 康 紀	取締役会長 (代表取締役)	取締役会長 (代表取締役) 会長執行役員
大 木 芳 幸	取 締 役 専務執行役員 不動産部担当	取 締 役 専務執行役員 グループ経営部、 不動産部担当 不動産部長

新任（2024年6月27日付）

取締役 森重 俊也

取締役(常勤監査等委員) 住吉 利夫

取締役(監査等委員) 網本 重之

取締役(監査等委員) 片桐 春美

5. 取締役結城正博および森重俊也ならびに取締役（監査等委員）網本重之および片桐春美は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

6. 2025年4月1日付で取締役の地位を次のとおり変更しております。

氏 名	変 更 後	変 更 前
堀 康 紀	取 締 役	取締役会長 (代表取締役)

7. 当社は、執行役員制度を導入しており、2025年4月1日現在、取締役兼務者のほか、齋藤謙司、福原賢浩、伊藤賢治、早川昌忠を執行役員として選任しております。

② 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の業務の遂行に伴う行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約によって填補することとしております。なお、当該保険契約の保険料は、全額を当社が負担しております。

④ 取締役の報酬等

イ. 当事業年度において支払った報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	162 (31)	89 (31)	73 (－)	6 (3)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	46 (29)	46 (29)	－ (－)	6 (5)
合 計 （うち社外取締役）	209 (60)	136 (60)	73 (－)	12 (8)

1. 上表には、2024年6月27日開催の第150回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）3名（うち社外取締役3名）を含んでおります。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2022年6月29日開催の第148回定時株主総会において、年額240百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名（うち社外取締役1名）です。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2022年6月29日開催の第148回定時株主総会において、年額84百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役3名）です。
4. 業績連動報酬に係る業績指標については、営業利益および売上高営業利益率であり、その実績は下記のとおりであります。当該指標を選定した理由は、株主価値との連動性を高め中長期的な業績向上へのインセンティブとするためであります。当社の業績連動報酬については、役職に応じて決定する職位別固定報酬を基準として、これに営業利益および売上高営業利益率を基準とした単年度の業績および中長期的な目標の達成状況に応じ、内規によりあらかじめ規定する評価基準に従い算定された業績連動率を乗じた額を合計し算定しております。その算定根拠となる業績評価の決定要件の80％は定量目標、20％は定性目標で構成されております。

※当事業年度における定量目標に係る指標

当社においては、毎年6月に実施する前事業年度の達成水準の評価結果を、同年7月～翌年6月までの報酬額に反映しています。

(2024年4月～6月支給分＝2022年度の達成水準の評価結果を反映)

業績指標	目 標	実 績
連 結 営 業 利 益	4,789百万円	4,323百万円
連結売上高営業利益率	4.8%	4.2%

(2024年7月～2025年3月支給分＝2023年度の達成水準の評価結果を反映)

業績指標	目 標	実 績
連 結 営 業 利 益	4,795百万円	7,516百万円
連結売上高営業利益率	4.4%	6.4%

5. 取締役会は、代表取締役社長今井雅之に対し各取締役の受けるべき報酬額の決定について委任しております。委任した理由は、当社グループ全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、指名・報酬諮問委員会へ原案を諮問し答申を得ております。

ロ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年6月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の報酬等については、基本報酬および事業年度ごとの業績に連動する業績連動報酬により構成し、監査等委員である取締役および社外取締役の報酬については、職務内容等を勘案し、基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役職位等を勘案し職責に応じた適切な水準とする。

3. 業績連動報酬に係る業績指標の内容および当該業績連動報酬の額の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績に連動する指標として、当該年次の連結営業利益等を総合的に勘案し、業績の達成状況を反映させて算定し、基本報酬にあわせて支給する。

なお、株主価値との連動性を高め中長期的な業績向上へのインセンティブとするため、業績連動報酬の一部は自社株取得制度に従い、自社株購入に充てるものとする。

額の算定にあたっては、指名・報酬諮問委員会に諮問し、審議を経て決定する。

4. 基本報酬、業績連動報酬の額および割合の決定に関する方針

基本報酬、業績連動報酬の額および割合は、上記項目2. 3. の方針に加え、当社がバス事業を中心とした公共性の高い事業を営んでいることを踏まえて決定する。

5. 取締役の個人別の報酬等の決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会で審議の上、取締役会の決議により、代表取締役社長に一任する。

代表取締役社長は、指名・報酬諮問委員会の審議内容を尊重し、株主総会で決議された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の範囲内で、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を決定する。

なお、監査等委員である取締役の報酬については、株主総会で決議された報酬額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定する。

⑤ 社外役員に関する事項

取締役 星野晃司

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

小田急電鉄株式会社の代表取締役会長であります。小田急電鉄株式会社は当社の株式45.4%（持株比率）を所有しており、当社は同社と不動産の賃貸借等の取引があります。

- ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

- ハ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した取締役会13回のうち12回に出席（出席率92%）いたしました。

なお、取締役会では小田急電鉄株式会社の経営者としての豊富な経験や知見を踏まえ、鉄道事業との相乗効果を発揮する観点などから幅広く助言・提言を適宜行うなど、意思決定に係る妥当性・適正性の確保および取締役会の機能強化を図るために適切な役割を果たしております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会5回のうち4回に出席し、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

取締役 結城正博

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

横浜ゴム株式会社の取締役であります。横浜ゴム株式会社は当社の株式2.0%（持株比率）を所有しており、当社は同社の従業員輸送の取引がありますが、その額は当社の年間連結売上高の1%未満と極めて僅少であります。

- ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

- ハ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した取締役会13回のすべてに出席いたしました。

なお、取締役会では横浜ゴム株式会社の経営者としての豊富な経験や幅広い知見を踏まえた助言・提言を適宜行うなど、意思決定に係る妥当性・適正性の確保および独立・公正な立場からガバナンス向上に向けた取締役会の機能強化を図るために適切な役割を果たしております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会5回の全てに出席し、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

取締役 森重俊也

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

取締役就任以降、当事業年度に開催した取締役会10回のすべてに出席いたしました。

なお、取締役会では運輸関係をはじめとした行政を通じ、関係業界の指導・監督に携わってきた豊富な経験や幅広い知見を踏まえた助言・提言を適宜行うなど、意思決定に係る妥当性・適正性の確保および独立・公正な立場からガバナンス向上に向けた取締役会の機能強化を図るために適切な役割を果たしております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、取締役就任以降、当事業年度に開催された委員会3回の全てに出席し、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

取締役（監査等委員） 網本重之

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

網本重之公認会計士事務所代表であります。同事務所と当社間に特別な関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

取締役就任以降、当事業年度に開催した取締役会10回のすべてに出席し、また監査等委員会10回のすべてに出席いたしました。

なお、取締役会および監査等委員会では公認会計士としての豊富な経験や幅広い知見を踏まえた助言・提言を適宜行うなど、意思決定に係る妥当性・適正性の確保および独立・公正な立場からガバナンス向上に向けた取締役会の機能強化を図るために適切な役割を果たしております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、取締役就任以降、当事業年度に開催された委員会3回の全てに出席し、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

取締役（監査等委員） 片桐春美

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

片桐春美公認会計士事務所代表であります。同事務所と当社間に特別な関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

株式会社タムロン社外取締役、森トラストリート投資法人監督役員および日本アジア投資株式会社社外取締役監査等委員を兼任しております。当社は上記兼職先と特別な関係はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

取締役就任以降、当事業年度に開催した取締役会10回のすべてに出席し、また監査等委員会10回のすべてに出席いたしました。

なお、取締役会および監査等委員会では公認会計士としての豊富な経験や幅広い知見を踏まえた助言・提言を適宜行うなど、意思決定に係る妥当性・適正性の確保および独立・公正な立場からガバナンス向上に向けた取締役会の機能強化を図るために適切な役割を果たしております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、取締役就任以降、当事業年度に開催された委員会3回の全てに出席し、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	61百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	63百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の会計監査人の職務執行状況のほか、監査計画と実績の比較および新事業年度の報酬見積りの算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき妥当であると判断したため、会社法第399条の規定による同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である社債発行に係るコンフォートレター作成業務を委託し対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断される場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があったと認められる場合、会社法第340条の規定により監査等委員全員の同意によって会計監査人の解任を決定いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	百万円	負 債 の 部	百万円
流 動 資 産	31,874	流 動 負 債	56,952
現 金 及 び 預 金	4,272	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	7,622
受取手形、売掛金及び契約資産	9,746	短 期 借 入 金	20,982
商 品 及 び 製 品	14,253	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	10,000
仕 掛 品	47	リ ー ス 債 務	255
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	653	未 払 法 人 税 等	1,244
そ の 他	2,922	賞 与 引 当 金	2,462
貸 倒 引 当 金	△21	環 境 対 策 引 当 金	438
固 定 資 産	133,570	そ の 他	13,946
有 形 固 定 資 産	111,992	固 定 負 債	45,089
建 物 及 び 構 築 物	34,937	社 債	12,000
機 械 及 び 装 置	1,502	長 期 借 入 金	17,366
車 両 及 び 運 搬 具	9,048	リ ー ス 債 務	1,272
土 地	62,450	繰 延 税 金 負 債	2,062
リ ー ス 資 産	1,331	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	2
建 設 仮 勘 定	1,617	退 職 給 付 に 係 る 負 債	3,498
そ の 他	1,103	長 期 預 り 保 証 金	3,146
無 形 固 定 資 産	950	そ の 他	5,741
投 資 そ の 他 の 資 産	20,626	負 債 合 計	102,042
投 資 有 価 証 券	17,864	純 資 産 の 部	
繰 延 税 金 資 産	1,420	株 主 資 本	51,681
そ の 他	1,370	資 本 金	3,160
貸 倒 引 当 金	△28	資 本 剰 余 金	723
資 産 合 計	165,444	利 益 剰 余 金	48,737
		自 己 株 式	△939
		その他の包括利益累計額	6,046
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5,996
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	50
		非 支 配 株 主 持 分	5,674
		純 資 産 合 計	63,402
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	165,444

連結損益計算書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
売上高	57,022	
売上高	6,643	
売上高	54,483	118,149
売上高	47,997	
売上高	3,665	
売上高	44,829	96,492
売上高		21,656
売上高	8,802	
売上高	5,466	14,268
売上高		7,388
売上高	458	
売上高	222	
売上高	141	
売上高	170	993
売上高	484	
売上高	152	636
売上高		7,745
売上高	469	
売上高	466	
売上高	157	1,093
売上高	843	
売上高	463	
売上高	561	
売上高	438	
売上高	37	2,344
売上高		6,493
売上高		2,041
売上高		△1,173
売上高		5,625
売上高		541
売上高		5,083

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	百万円	負 債 の 部	百万円
流 動 資 産	12,376	流 動 負 債	36,298
現金 及 び 預 金	241	買 掛 金	1,868
売 掛 金	3,343	短 期 借 入 金	6,691
商 品 及 び 製 品	7,408	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	4,507
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	190	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	10,000
前 払 費 用	380	未 払 金	2,057
そ の 他	811	未 払 費 用	1,979
貸 倒 引 当 金	△0	未 払 法 人 税 等	145
固 定 資 産	94,269	預 り 金	435
有 形 固 定 資 産	70,082	従 業 員 預 り 金	5,723
建 物	16,860	前 受 収 益	2,007
構 築 物	2,349	賞 与 引 当 金	883
機 械 及 び 装 置	820	固 定 負 債	35,079
車 両 及 び 運 搬 具	8,697	社 債	12,000
工 具 、 器 具 及 び 備 品	803	長 期 借 入 金	14,608
土 地	39,137	退 職 給 付 引 当 金	1,032
建 設 仮 勘 定	1,411	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	1
無 形 固 定 資 産	527	関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金	1,107
借 地 権	37	資 産 除 去 債 務	305
ソ フ ト ウ ェ ア	443	繰 延 税 金 負 債	1,922
そ の 他	47	長 期 預 り 敷 金	3,518
投 資 そ の 他 の 資 産	23,659	長 期 預 り 保 証 金	538
投 資 有 価 証 券	6,607	そ の 他	45
関 係 会 社 株 式	14,803	負 債 合 計	71,378
出 資 金	2	純 資 産 の 部	
長 期 前 払 費 用	10	株 主 資 本	31,135
敷 金 及 び 保 証 金	2,239	資 本 金	3,160
そ の 他	0	資 本 剰 余 金	337
貸 倒 引 当 金	△3	資 本 準 備 金	337
資 産 合 計	106,646	利 益 剰 余 金	28,577
		利 益 準 備 金	790
		そ の 他 利 益 剰 余 金	27,787
		配 当 引 当 積 立 金	94
		土 地 収 用 等 圧 縮 積 立 金	357
		別 途 積 立 金	3,863
		繰 越 利 益 剰 余 金	23,472
		自 己 株 式	△939
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	4,132
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,132
		純 資 産 合 計	35,267
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	106,646

損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

科 目		金 額	
		百万円	百万円
売上	高益		
旅客自動車事業営業収	益	42,458	
不動産事業売上	高	5,768	
その他の事業売上	高	742	48,969
売上	価		
旅客自動車事業運送	費	37,351	
不動産事業売上原	価	3,862	
その他の事業売上原	価	327	41,542
売上	利		7,427
販売費及び一般管理費	益		
旅客自動車事業一般管理費	費	3,438	
不動産事業販売費及び一般管理費	費	406	
その他の事業販売費及び一般管理費	費	408	4,254
営業	益		3,173
営業	益		
受取配当金	息	0	
受取配当金	金	721	
受取配当金	金	141	
受取配当金	入	80	
受取配当金	他	98	1,042
営業	費		
支払利息	入	417	
関係会社事業損失引当金繰入	額	135	
その他	他	75	628
経常	益		3,587
特別	益		
固定資産売却却	益	93	
補助別産金収	入	462	556
特別	損		
固定資産売却及び除却	損失	745	
固定資産売却圧縮	損失	459	
固定資産減損	損失	186	1,392
税金引前当期純利	益		2,751
法人税、住民税及び事業税	税		301
法人税、住民税等調	額		△777
当期純利	益		3,226

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

神奈川中央交通株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 千葉 達也
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 井澤 依子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、神奈川中央交通株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、神奈川中央交通株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を

作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

神奈川中央交通株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 千葉 達也
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 井澤 依子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、神奈川中央交通株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第151期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し

適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第151期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月16日

神奈川中央交通株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 住 吉 利 夫 ㊟

監 査 等 委 員 網 本 重 之 ㊟

監 査 等 委 員 片 桐 春 美 ㊟

(注) 監査等委員網本重之及び片桐春美は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

神奈川県平塚市八重咲町 6 番 18 号
グランドホテル神奈中 平塚 2 階 百合の間



(交通のご案内)

J R 東海道線 平塚駅南口より徒歩 2 分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

